

## 意見募集を実施した際の政令案からの変更点

【案文】脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（案）に対する意見募集を実施した際からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容（下線部のとおり）	備考
1	2 法第四十条の政令で定める事務は、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二十二条の経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係る事務とする。	2 法第四十条の政令で定める事務は、 <u>高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガスをいう。以下この項において同じ。）</u> を取り扱う事業所の集積の程度、 <u>高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係る事務</u> とする。	水素等供給等促進法と高圧ガス保安法では法の建て付けが異なるため、修正。なお、別途定める告示において、高圧ガス保安法施行令関係告示と同一の区域を定めることとしており、本修正は実質的な変更を伴うものではないと見なされます。